

# 第1章 バリアフリー新法と基本構想について

## 1. バリアフリー新法制定の背景と目的

### (1) 制定の背景と目的

我が国では、急速に高齢化が進展しており、2015年には国民の4人に1人が65歳以上となる本格的な超高齢社会を迎えることが予測されています。また、障がいのある人もない人も同じように生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、すべての人が利用しやすいことを考慮してまちづくりやものづくりを行う「ユニバーサルデザイン」といった考え方が浸透し、障がいのある人もない人もともに活動し、サービスを受けることのできる社会の形成が求められています。

このため、高齢者や障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる環境の整備が急務となっており、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」という。）」が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路について、交通用施設の総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。一方、建築物については、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」という。）」が制定され、不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000m<sup>2</sup>）以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務付けられました。

以上のように、従来は交通バリアフリー法による公共交通機関の駅等を中心とした重点整備地区の交通用施設のバリアフリー化と、ハートビル法による不特定多数の人々が利用する商業施設やホテル、病院、学校等のバリアフリー化が義務付けられていました。

その後、高齢化への対応や障がいのある人の社会進出等への対応に向けて、社会のバリアフリー化を「点」や「線」から「面」へ広げる必要があるため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合し、平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）が施行されました。

なお、バリアフリー新法では、従来の交通バリアフリー法が対象としていた公共交通機関の旅客施設や車両、駅前広場、道路、通路、そしてハートビル法が対象としていた建築物に加えて、福祉タクシーや路外駐車場、都市公園についてもバリアフリー化の対象として位置付けられており、本市に住み、働き、通い、訪れる人々誰もが、建築物、公共施設、レクリエーション施設等を利用する環境を創出していくことが求められています。

## 【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

### (バリアフリー新法) の基本的枠組】

#### 基本方針(主務大臣)

- ・移動等の円滑化の意義及び目的
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講すべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針 等

#### 関係者の責務

- ・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ)【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

#### 基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務

既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・旅客施設及び車両等
- ・一定の道路(努力義務はすべての道路)
- ・一定の路外駐車場
- ・都市公園の一定の公園施設(園路等)
- ・特別特定建築物(百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)

特別特定建築物でない特定建築物(事務所ビル等の多数が利用する建築物)の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務  
(地方公共団体が条例により義務化可能)

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

#### 重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

##### 住民等による基本構想の作成提案

##### 基本構想(市町村)

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

##### 協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

##### 事業の実施

- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務(特定事業)
- ・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

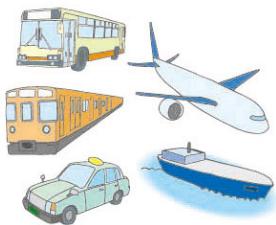
##### 支援措置

- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

##### 移動等円滑化経路協定

- ・重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

<バリアフリー対象となる施設・道路>



公共交通



道路



建築物

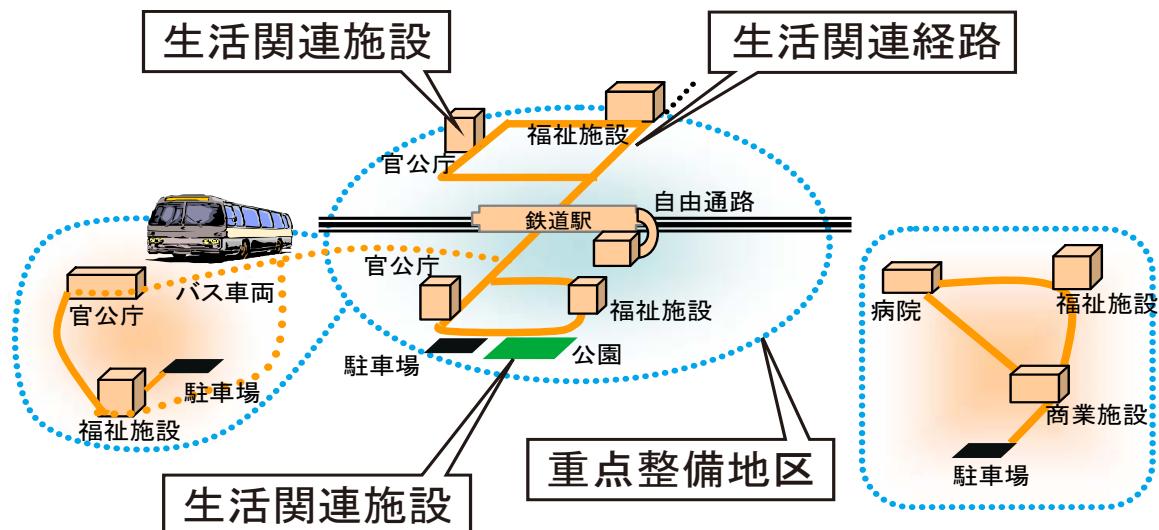


駐車場



都市公園

<重点整備地区と生活関連施設、生活関連経路>



## 2. 基本構想策定の背景と意義

### (1) 基本構想策定の背景

わが国における高齢社会の進行により、社会の仕組みからハードな都市基盤まで、高齢化対応が求められ、また「ノーマライゼーション」の理念や「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及等により社会のバリアフリー化の関心が高まり、また障害者自立支援法の施行等により、障がいのある方等の就労や日常生活行動の活発化がみられ、バリアフリー社会の実現を求める声が大きくなっています。

本市の人口は増加しており、今後とも人口増加が予想されていますが、平成15年の高齢化率が14.6%であったのに対し、平成20年には18.2%と、人口増加以上に高齢化率は急上昇しています。

都市化が進行する中で、建物の集約化により円滑な移動のためには上下移動の補助施設は欠くことのできないものとなり、それらが未整備な建築物等は移動に不自由する高齢者や障がい者、子育て世代の方々等にとって大きなバリアとなっています。また、道路においても、段差等の存在は通勤や通院、買い物等の日常生活における自由な移動の妨げとなっています。

今後もまちに人が集まり、活気と賑わいを創出するためにはバリアフリー化は必然の要素となってきています。

### (2) 基本構想策定の意義

本市における「バリアフリー基本構想」を策定する意義を次のように考えます。

- ・バリアフリー新法に基づき「基本構想」を策定することにより、事業化に向けた道筋を明らかにすることができます。
- ・基本構想に記載することにより、各々の主体におけるバリアフリー化の取り組みを明らかにすることができます。
- ・基本構想策定後の進行管理とスパイラルアップのために、協議会の継続を図っていくことになります。基本構想に記載した特定事業等の進捗状況や整備効果を前もって想定し、計画的に事業を進めていくことができます。
- ・また、策定にあたり、行政、施設設置管理者そして市民がバリアフリーについて協議する「協議会」を設置することにより、より効果的で実行性のある構想とすることができます。

### (3) 市民、施設設置管理者、京都府・国そして本市の役割

重点整備地区では、特定事業をはじめとしたバリアフリー事業を進捗させることにより、本市のバリアフリー化の先導的な役割を担っていくことになりますが、より合理的かつ効果的に推進するには、市民、施設設置管理者、府・市、国それぞれの役割を以下のように分担するとともに、適切な協働体制のもとでバリアフリー化を図っていきます。

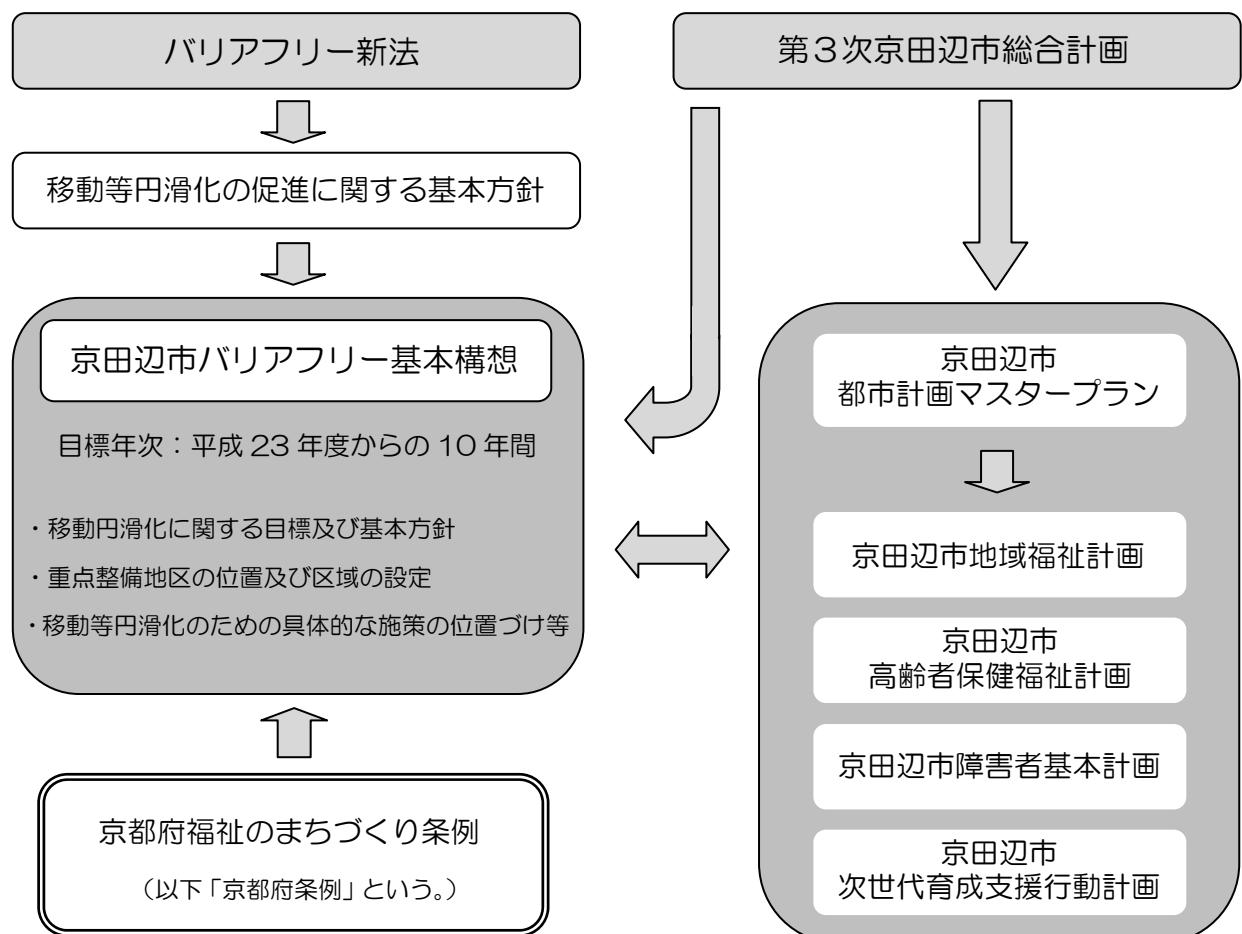
主 体	役 割
市 民	<p>①高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深める。</p> <p>②高齢者、障害者等の移動及び施設の利用に対し、積極的に協力する。</p>
施設設置 管理者	<p>①高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として使い得る又は利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める。</p>
府・市	<p>①地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努める。</p> <p>②建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることができる仕組みとなっているので、積極的な活用に努める。</p>
国	<p>①高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講すべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーに関する国民の理解と協力を得るための、広報・啓発・教育活動</li> <li>・施設設置管理者が行うバリアフリー化に対する支援</li> <li>・施設設置管理者によるバリアフリー化事業の実施状況についての情報収集と情報提供</li> <li>・バリアフリー化促進のための施策の改善と支援</li> <li>・市が必要とする各種支援措置</li> </ul>

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」より

### 3. 京田辺市バリアフリー基本構想策定の位置付けと計画期間

#### (1) 基本構想の位置付け

本基本構想は、バリアフリー新法による移動等の円滑化の促進に関する基本方針に基づくとともに、本市の将来都市像を示す京田辺市総合計画や京田辺市都市計画マスター プラン、及び京田辺市地域福祉計画等の福祉に関する計画等と整合を図り策定したもので す。



- ・バリアフリー新法第 14 条第 3 項を受けて改正
- ・京都府条例第 26 条に特別特定建築物の規模を設定  
(適合義務を求める整備基準面積 1,000 m<sup>2</sup>)

#### (2) 基本構想の計画期間

本基本構想の計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とします。